# 北海道学校給食功績者表彰要項

（昭和56年４月３日教育長決定）
（昭和58年６月３日一 部 改 正）
（平成元年６月２日一 部 改 正）
（平成11年５月24日一 部 改 正）
（平成15年７月９日一 部 改 正）
（平成18年３月22日一 部 改 正）
（平成19年５月31日一 部 改 正）
（平成21年３月30日一 部 改 正）
（平成23年１月18日一 部 改 正）
（平成25年８月21日一 部 改 正）
（平成28年３月30日一 部 改 正）

１　趣　旨

学校給食の普及充実及び学校における食育の推進に特に功績のあった者を表彰し、その功に報い、もって学校給食の発展充実に資する。

２　主　催

北海道教育委員会
公益財団法人北海道学校給食会

３　対象者

対象者は、道立学校及び市町村立学校の校長、教員その他の職員及び市町村教育委員会の教育長並びに市町村教育委員会、学校給食共同調理場等の学校給食関係者で、次の各号の一に該当する者とする。ただし、退職（定年によるものとする。）及び学校給食関係以外の職への異動後１年以内の者を含むものとし、すでにこの表彰と同種の全国又は全道表彰を受けた者を除く。

(1) 学校給食の業務に20年以上従事し、著しい功績のあった者
(2) 学校給食の運営又は指導の充実について、他の模範となる者で、おおむね５年以上の功績があった者
(3) 学校給食施設設備の改善に、著しい功績のあった者
(4) その他学校給食の普及充実及び学校における食育の推進に著しい功績のあった者

４　業務に従事した年数

業務に従事した年数については、表彰を推薦する年の３月31日までの年月数をもって積算する。

５　被表彰者数

被表彰者数は、毎年10人以内とする。

６　被表彰候補者の推薦

市町村教育委員会教育長及び道立学校長は、第３項に該当すると認める者があるときは、別に定める提出期日までに学校給食功績者候補者推薦書（別記第１号様式）を所轄教育局長に提出するものとする。

７　教育局における選考

教育局長は、市町村教育委員会教育長及び道立学校長で第３項に該当すると認める者並びに前項により推薦のあった者のうちから２人以内（石狩教育局長にあっては、札幌市教育委員会から推薦のあった者２人以内を加え４人以内）を選考し、学校給食功績者候補者推薦書（別記第２号様式）を作成の上、別に定める提出期限までに、学校教育局健康・体育課長に提出するものとする。

８　被表彰者の決定及び通知

教育長は、別記に定める審査項目を審査して被表彰者を決定し、当該教育局長を通じて本人にその旨を通知する。

９　表彰の時期及びその方法

表彰は、毎年開催される全道学校給食研究大会において、表彰状及び記念品を授与して行う。

10　その他

この要項に規定するもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、健康・体育課長が定める。

附　則

この要項は、昭和56年４月３日から施行する。

附　則

この要項は、昭和58年６月３日から施行する。

附　則

この要項は、平成元年６月２日から施行する。

附　則

この要項は、平成11年５月24日から施行する。

附　則

この要項は、平成15年７月９日から施行する。

附　則

１　この要項は、平成18年４月１日から施行する。

２　平成18年度に限り、第５項中「10人以内」とあるのは、「20人以内」とし、第７項中「２人以内」、「４人以内」とあるのは、それぞれ「４人以内」、「８人以内」とする。

附　則

この要項は平成19年６月１日から施行する。

附　則

１　この要項は、平成21年４月１日から施行する。

２　平成21年度に限り、第３項中「定年によるものとする。」とあるのは、適用しないこととする。

附　則

この要項は、平成23年１月18日から施行する。

附　則

１この要項は、平成25年８月21日から施行する。

附　則

この要項は、平成28年３月30日から施行する。

別　記

審査項目

(1) 研究発表又は指導助言の実績

(2) 食育の推進に関する活動の実績

(3) 業務従事年数

(4) 学校給食関係団体における役職歴及び功績

(5) その他学校給食の普及充実に関する功績